

五所川原市立学校給食センター調理・配送等業務公募型プロポーザルに係る公告

五所川原市立学校給食センター調理・配送等業務に係る委託予定者選定について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

五所川原市教育委員会教育長 原 真紀

記

1 業務の概要

(1) 業務名 五所川原市立学校給食センター調理・配送等業務

(2) 業務内容

- ア 給食全般管理業務
- イ 調理業務管理業務
- ウ 食材料管理業務
- エ 洗浄業務管理業務
- オ 施設等管理業務
- カ 衛生管理業務
- キ 研修業務
- ク 給食運搬業務
- ケ 一般廃棄物収集運搬業務
- コ 防鼠殺虫等管理業務
- サ 高所清掃業務
- シ グリストラップ管理業務
- ス 手指検査業務

(3) 事業期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 学校給食法第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安心安全な学校給食の調理・配送等を円滑に実施できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 市の「物品等・建設工事・測量・建設コンサルタント等」競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) 県内に有人の本社、支社又は営業所等の営業拠点を有する者であり、緊急時に迅速に対応できること。

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 応募手続等

(1) 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒037-0011 五所川原市大字金山字竹崎203番地1

五所川原市立学校給食センター 担当：三上

TEL 0173-34-2832 FAX 0173-34-5651

メールアドレス kyuusyoku@city.goshogawara.lg.jp

(2) 参加申請手続等

ア 参加申請書等の提出

参加希望者は、実施要領で示された書類を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和7年9月17日（水）正午必着

② 提出場所（1）と同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

④ 提出部数 原本1部

イ 企画提案書の提出

参加資格要件を有し、企画提案書の提出を依頼された者は、実施要領で示された書類を添付し、次のとおり企画提案書を提出すること。

① 提出期限 令和7年10月7日（火）正午必着

② 提出場所（1）と同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

④ 提出部数 原本1部 副本8部

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年9月10日(水)
(2) 参加申請受付締切	令和7年9月17日(水) 正午必着
(3) 参加資格審査結果通知	令和7年9月22日(月)
(3) 施設現地確認	令和7年9月26日(金)
(4) 質疑受付締切	令和7年9月30日(火) 正午必着
(5) 質疑に対する回答	令和7年10月2日(木)
(6) 企画提案書等の提出締切	令和7年10月7日(火) 正午必着
(7) ヒアリング・プレゼンテーション審査	令和7年10月21日(火)
(8) 審査結果の通知	令和7年10月24日(金)

5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合